

# 神戸文化ホールインターネット光回線利用規約

(目的)

**第1条** この規約は、神戸文化ホール大ホール及び中ホール（以下「ホール」という）におけるインターネット光回線（以下「光回線」という）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本規約の範囲)

**第2条** この規約は、ホール利用者が光回線を利用する場合に、光回線の利用者に適用するものとする。

(サービスの内容)

**第3条** 利用者は、光回線を利用してインターネットに接続することができる。

(利用場所及び利用時間)

**第4条** 利用場所及び利用時間は別表1のとおりとする。

(利用者が準備するもの)

**第5条** 光回線の利用を希望する者（以下「利用者」という）は、利用にあたりパソコン、LANケーブルその他必要な機器機材、ソフトウェア等を準備するものとする。

(利用の申請)

**第6条** 利用者は、光回線を利用する旨と用途を事前にホールに通知のうえ、本規約への同意書面をホールに提出する。

(ID及びパスワードの管理)

**第7条** 利用者は、交付されたID及びパスワードの管理責任を負うものとする。

2 利用者は、ID及びパスワードを他の者に使用させ、または貸与、譲渡等をしてはならない。ただし、利用者がホール利用にあたり、光回線を利用して催事の撮影・記録・配信等の業務を他の第三者に委託する場合は、この限りではない。この場合、当該委託を受けた第三者は利用者と同じく本規約の適用を受けることとなり、その旨を利用者は当該第三者に通知しなければならない。

3 ID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は利用者が負うものとし、ホールは一切の責任を負わない。

4 利用者は、紛失・盗難等により、ID及びパスワードが第三者に使用されていることを知った場合は、直ちにホールにその旨を連絡するとともに、ホールからの指示がある場合には、これに従うものとする。

(利用者資格の停止・取消)

**第8条** 利用者が以下の項目に該当する場合、ホールは事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用者資格を停止もしくは取り消すことができるものとする。

- (1)前条及び第9条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2)その他、本規約に違反した場合
- (3)その他、利用者として不適切とホールが判断した場合

(禁止事項)

**第9条** 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1)当財団、ホール、他の利用者もしくは第三者の著作権、又はその他の権利を侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為。
  - (2)当財団、ホール、他の利用者もしくは第三者の財産、又はプライバシーを侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為。
  - (3)上記(1)(2)の他、当財団、ホール、他の利用者もしくは第三者に不利益又は損害を与える行為、及び与えるおそれのある行為。
  - (4)当財団・ホール・他の利用者または第三者を誹謗中傷する行為。
  - (5)公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為、もしくは公序良俗に反する情報を他の利用者又は第三者に提供する行為。
  - (6)犯罪的行為、又は犯罪的行為に結び付く行為、もしくはそのおそれのある行為。
  - (7)ID及びパスワードを不正に使用する行為。
  - (8)コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、光回線を通じて使用し、もしくは提供する行為。
  - (9)通信販売、連鎖販売取引及び業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不定多数に大量のメールを送信する行為。
  - (10)前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、もしくは違反するおそれのある行為、又はホールが不適切と判断する場合。
- 2 前項に該当する利用者の行為によって、他の利用者及び第三者に損害が生じた場合、利用者は、利用者の資格を喪失した後であったとしても、すべての法的責任を追うものとし、ホールは一切の責任を負わないものとする。

(運用の中止)

**第10条** ホールは、以下の事項に該当する場合、光回線の運用を中止できるものとする。

- (1)光回線のシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
  - (2)戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、光回線の運用が通常どおりできなくなった場合
  - (3)光回線のシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
  - (4)その他、ホールが、光回線の運用上、一時的な中断が必要と判断した場合
- 2 光回線の運用の中止などの発生により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、ホールは一切の責めを負わないものとする。

(免責)

**第11条** ホールは、光回線のサービス内容、並びに利用者が光回線を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

- 2 光回線のサービスの提供、遅滞、変更、中止もしくは廃止、光回線のサービスを通じて登録、提供もしくは収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他当該設光回線に関連して発生した利用者の損害について、ホールは一切責任を負わない。
- 3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- 4 光回線への接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。パソコンの機種、O S、ソフトの仕様やバージョン、設定内容等によって、光回線を利用できない場合があっても、ホールは一切責任を負わない。
- 5 利用者が光回線を利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、ホールは一切責任を負わない。
- 6 ホールは、光回線の適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定のWebサイトへの接続を制限する等の措置をとることができる。

(損害賠償)

**第12条** 光回線の利用にあたり、故意または重大な過失によりホールまたは（公財）神戸市民文化振興財団に損害を与えた場合、利用者はその損害を負担するものとする。この場合、第7条第2項ただし書きの第三者がいる場合には、当該第三者を利用者は連帯して責任を負う。

(準拠法)

**第13条** 本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとする。

(管轄裁判所)

**第14条** 光回線に関する紛争が生じた場合は、利用者と（公財）神戸市民文化振興財団がともに誠意をもって協議するものとする。

- 2 協議しても解決しない場合、神戸地方裁判所又は神戸簡易裁判所を第一審の専属直轄裁判所とする。

附則 本規約は、令和3年5月1日から施行する。

附則 本規約は、令和3年6月1日から施行する。

附則 本規約は、令和3年8月1日から施行する。

## 別表 1

利用場所及び利用時間

利用場所	利用時間	回線数
神戸文化ホール大ホール舞台袖	午前 9 時から午後 10 時まで	1 回線
神戸文化ホール中ホール舞台袖		1 回線

料金設定

大ホール舞台袖	1 催事 1 ホール 8,000 円 (税込み)
中ホール舞台袖	

スペック

大ホール舞台袖	速度：最大 1Gbps 、動的 IP
中ホール舞台袖	速度：最大 1Gbps 、動的 IP

(公財) 神戸市民文化振興財団 管理部 施設管理課

令和 3 年 6 月 1 日策定

令和 3 年 8 月 1 日改正